

第 10 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 26 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 4月26日(金) 15時00分～15時48分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
- 日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第12 議案第5号 現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

6番 盛田 義政 7番 山川 直孝

(15時00分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、6番 盛田委員、7番 山川委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室北1線外合計19筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積196,862㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長(島部会長) ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南4線、公簿・現況地目とも畑、面積801㎡です。本申請は、農機具格納庫1棟の新築及び作業場の設置(永久転用)のため、申請されたものです。令和6年4月8日付で許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古東9線、公簿・現況地目とも畑、面積575.99㎡です。本申請は、農業用格納庫1棟の新築及び作業場の設置(永久転用)のため、申請されたものです。令和6年4月17日付で許可しています。

○議長(島部会長) ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件を

議題とします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
○事務局（土田） 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,965㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年3月21日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北明西5線、公簿・現況地目とも畑、面積539.43㎡です。本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和6年4月8日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、鳥本現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。4月16日の9時00分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、珠玖委員、高橋委員、そして私鳥本、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、鳥本現地調査委員長より報告がありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、土屋あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。4月17日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、中捨委員、山川委員、小林委員、そして私土屋、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁

舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番については売買でのあっせん成立、番号2番、3番、4番は賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、土屋あっせん委員長より説明のありました報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,800㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

●日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積22,963㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年3月5日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積2

4,970㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年3月5日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積181,081㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。譲受人は、譲渡人と家族経営で営農し、今回親から子への権利移転であること、また地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計16筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は226,066㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。申請地は、高速芽室インターチェンジより鹿追平和方面へ5km程に位置している農地です。譲渡人が代表を務める法人（譲受人）は、平成16年に設立し、大規模で近代的な畑作農業をされています。本申請は、設立からの賃貸借の後の売買となります。また、農地所有適格法人であり、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は49,868㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。申請地は、日本甜菜製糖株芽室製糖所から東へ1km程に位置している農地です。譲渡人が代表を務める法人（譲受人）は、平成16年に設立し、大規模で近代的な畑作農業をされています。本申請は、設立からの賃貸借の後の売買となります。また、農地所有適格法人であり、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】本申請について、3月総会後に転用箇所が変更となったため、3月29日付で取下げし、今回改めて申請されたものです。土地の所在は、芽室町芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,386㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。申請地は、市街地から5kmの中島地区に位置しています。申請地について、河川の近くに位置し、砂利があるため、農作業に支障があり、今回、砂利採取を行い基盤整備するものです。また、土砂の流出や崩壊等災害発生のおそれがないことから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号1番から整理番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求

められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積26,464㎡を売買するものです。

【整理番号2番】土地の所在は、芽室町芽室南1線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積118,444㎡を賃貸借するものです。

【整理番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積22,963㎡を賃貸借するものです。

【整理番号4番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積24,970㎡を賃貸借するものです。

【整理番号5番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,800㎡を賃貸借するものです。

【整理番号6番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積30,157㎡を売買するものです。

【整理番号7番】土地の所在は、芽室町北明西6線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積25,198㎡を売買するものです。

【整理番号8番】土地の所在は、芽室町坂の上6線、公簿・現況地目とも畑、面積49,370㎡を売買するものです。

【整理番号9番】土地の所在は、芽室町芽室北1線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積43,617㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号1番から整理番号9番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号10番についてですが、松久委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、松久委員は、議事参与が制限されることとなります。松久委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

15時41分 休憩

【松久委員退室】

15時42分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【整理番号10番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畑、面積29,085㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号10番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号10番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

15時43分 休憩

【松久委員入室】

15時43分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号11番、整理番号12番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【整理番号11番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畑、面積9,276㎡を売買するものです。

【整理番号12番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積36,670㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号11番、整理番号12番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号11番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号12番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第4号を終わります。

●日程第12 議案第5号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第5号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願があったので審議を求

める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西士狩北6線、公簿地目は畑、面積は724㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、鳥本現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○5番（野澤委員） 12番鳥本です。4月16日の9時00分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、珠玖委員、高橋委員、そして私鳥本、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第10回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（15時48分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 4月 26日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員